

令和6年度

南三陸町議会議録

12月会議 12月3日 開会
12月6日 散会

南三陸町議会

令和6年12月3日（火曜日）

令和6年度南三陸町議会 12月会議会議録

（第1日目）

令和6年度南三陸町議会12月会議会議録第1号

令和6年12月3日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町 民 稅 務 課 長	高 橋 伸 彦 君
保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長	菅 原 義 明 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 觀 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会計管理者兼会計課長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	山 内 徳 雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 正 文 君
選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 書 記 長	千 葉 啓 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
主 事	小 野 真 里

議事日程 第1号

- | | | |
|----------------|----------|----|
| 令和6年12月3日（火曜日） | 午前10時00分 | 開会 |
| 第 1 会議録署名議員の指名 | | |
| 第 2 諸般の報告 | | |
| 第 3 行政報告 | | |
| 第 4 一般質問 | | |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日より12月会議の開催となります。寒かったり暖かかったりと変わりやすい気候が続いております、しっかりと体調管理をなさって臨んでいただきたいと思います。活発な発言を期待をいたしております。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和6年度南三陸町議会12月会議を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から12月会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は阿部司君、三浦清人君、後藤伸太郎君、今野雄紀君、須藤清孝君、及川幸子君、伊藤俊君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許します。総務産業建設常任委員長、佐藤正明君。

○ 7番（佐藤正明君） 5ページになります。

総務産業建設常任委員会は、令和6年11月7日、持続可能な林業振興について調査するため、町内における林業の現状と課題について農林水産課職員から聞き取り調査を行いました。

概要、内容については以下のとおりでございます。

以後につきましては、山林経営を行っている方々の現状を把握する必要があることから、継続調査とするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長、村岡賢一君。

○ 9番（村岡賢一君） それでは、5ページをお開きください。

民生教育防災常任委員会からの報告を申し上げます。

令和6年11月14日、総務課並びに建設課職員から、防災・減災のための取組について聞き取り調査を行い、今年9月に行われた宮城県との合同防災訓練での課題や予測される土砂災害への備えなどについて調査をした。

防災訓練については、多くの関係機関と連携しての大規模な訓練であったことから、効果の高いものだったが、自助、共助の力を継続して高く保つため、今後も町内の民間企業を含めた地域との連携を密にしていく必要が感じられた。

土砂災害への備えについては、ハード面での整備は財政上限界があることから、ソフト面の充実に注力する方針であり、避難経路や手段等について、地元住民への説明や意見交換を重ねている。県の事業として入谷地区で砂防堰堤が建設中であり、また、他の箇所も今後複数の計画があることから、引き続き県と連携して取り組むことが重要である。

委員からは、土砂災害警戒区域は一度設定されたら解除はされないので、また、解除のためにはどのような要件があるのか、町が指定した避難所で被災してしまった場合、補償や責任はどうなるのかという質問があり、回答は後日書面で提出してもらうことにした。

入谷地区の砂防堰堤等、町内での防災・減災のための具体的な事業について、現地での調査も必要なことから、継続調査とするものであります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 以上で民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議会広報常任委員会では、令和6年度9月会議の内容並びに特別委員会の活動状況等を議会だより第75号にて住民に周知するため、議会だよりの作成を行ったところでございます。また、議会日程を周知するための議会だよりお知らせ版を作成し、ホームページに掲載しております。

また、11月5日には、宮城県町村議会議長会主催の議会広報研究会に参加いたしまして、専門家から具体的なアドバイスをいただきまして、編集技術の向上に努めたところであります。委員会としては、次号の議会だより作成のため、継続調査とするものであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） はい、議会運営委員会です。

日程につきましては資料に掲載のとおりでありますが、10月に愛知県大口町、それから東郷町へ行ってまいりまして、大口町ではタブレット端末の運用について視察研修を行いました。大口町議会におかれましては、各議員が年齢に関係なくタブレット端末の操作に精通しておりますとして、議会、委員会の運営上、有効に活用されているというようなところを見て、視察、学んできたところでございます。

東郷町におきましては、議会議員政治倫理条例の運用について調査をいたしました。議場での発言以外にも不適切な発言等には政治倫理審査会、政倫審と言われますけれども、を開催した事例があること等を確認してきたところでございます。

議会運営委員会の報告は以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長、菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 議会活性化特別委員会より会議の開催について報告いたします。

資料にありますとおり、9月12日、住民と議会の懇談会について協議いたしました。

11月12日、住民と議会の懇談会について、あるいはタブレット端末の導入についてを協議、報告をいたしております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和6年度南三陸町議会12月会議の開会に当たりまして、9月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、愛知県大口町との災害時における相互応援協定の締結について御報告を申し上げます。

去る11月12日、役場本庁舎において、愛知県大口町鈴木雅博町長同席の下、災害時における相互応援協定調印式を執り行いました。

県外自治体との協定は、平成18年、山形県庄内町に始まり、大口町で11自治体目となります。宮城県、さらには東北地方といった枠を超える遠隔地との災害時相互応援協定の締結は、東日本大震災に見る大規模災害時においては、非常に心強くかつ有効なものであると考えております。

協定締結後においては、有事の際、協定内容が円滑かつ適切に運用されるよう、連携を密にし、必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、国土交通大臣視察について御報告を申し上げます。

今月1日、中野洋昌国土交通大臣が本町を訪れ、道の駅さんさん南三陸及び防災対策庁舎を視察されました。

私からは、短い時間ではありましたが、本町の復興状況について説明をしたところであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（星 喜美男君） 以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了します。

これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、阿部司君。質問件名、1、選挙投票率の向上策について伺う。2、家屋耐震強化の取組について。以上2件について阿部司君の登壇発言を許します。2番阿部司君。

[2番 阿部 司君 登壇]

○2番（阿部 司君）おはようございます。

ただいま議長より登壇して質問する許可を得ましたので、質問を行わせていただきます。

本日、質問を2件用意してありますけれども、第1件目の質問といたしまして、質問の件名は選挙投票率の向上策についてを伺うという内容でございます。

質問の相手方は、町長及び選挙管理委員局長とさせていただきます。

内容は、今回実施された国政選挙結果においては、多くの国民の関心を引く結果となっています。については、政治関心度合いの目安となる選挙投票率の以下の点について伺う。

第1点目、当町の合併時からの各種選挙別投票率及び期日前投票と年代別投票状況の分析結果について。

第2点目、投票率の変化が町民に与える影響について。

第3点目、今後の選挙投票率の向上に向けた取組について。

以上3点でございます。よろしく対応方お願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君）佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）それでは、阿部司議員の1件目の御質問、選挙投票率の向上のうち、初めに私から御質問の2点目になりますが、投票率の変化が町民に与える影響についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、各種選挙における投票率は、いずれも有権者による政治への関心の度合いを直接に表す指数であると考えております。国政選挙、地方選挙のいずれも、その時々における社会情勢や候補者が掲げる公約、あるいは当該選挙の争点、そうしたことに照らした有権者による判断であることからすれば、その後における社会形成あるいはまちづくりに大きく影響することは確かであります。

とりわけ投票者数の分母となる有権者の数が小さければ小さいほど、いわゆる身近な選挙であればあるほど、その選挙結果において1票が占めることとなる割合が大きくなるものであります。

日本国憲法で保障されたいわゆる参政権の行使は、その後の社会形成、まちづくり等への参画といったことでもありますので、全ての選挙を通じ、まさに自分事として関心をお持ちをいただければと考えているところであります。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 続いて、私から答弁をいたします。

御質問の1点目、当町の合併時からの各種選挙別投票率及び期日前投票と年代別投票状況の分析結果についてですが、東日本大震災以前の投票状況に関する資料は、震災により流出しておりますことから、震災後の各種選挙においてお答えいたします。

各種選挙における投票率といたしましては、町長選挙と町議会議員選挙では最低でも60%を超えて、他の選挙に比べ最も高く、県議会議員選挙では40%前後と最も低くなっています。

町長選挙及び町議会議員選挙の投票率が高いことから、同時期に実施をした知事選挙及び衆議院議員選挙についても投票率が高くなっています。

期日前投票につきましては、全体の投票数に対する期日前投票数の割合が総じて増加傾向にあり、期日前投票制度が定着してきているものと考えております。

なお、年代別投票状況につきましては、国及び県の選挙において、代表的な投票区を抽出し、投票状況を算出しておりますが、町長選挙及び町議会議員選挙においては、年代別の投票状況は算出しておりません。算出しているデータでは、若い世代の投票率が低く、特に20歳から24歳までの投票率が低くなっています。50歳以上の年代は投票率が高い傾向にあり、特に60歳代の投票率が最も高いものとなっておりますが、70歳以上の投票率は下がる傾向にあります。

次に、御質問の3点目、今後の選挙投票率の向上に向けた取組についてですが、1点目で答弁をいたしましたとおり、若い世代の投票率が低いことから、若い世代の投票率向上に向けた取組を行っております。

一例として、南三陸高校の2年生を対象とした出前講座を例年実施し、選挙に関する基礎知識を習得するための講義や模擬投票等を行い、選挙への関心を持っていただけるような取組を実施しております。

また、例年、町議場において高校生まちづくり議会を実施しており、積極的に社会やまちづくりに参画しようとする意欲の向上につながるような取組も実施しております。

今後におきましても、選挙の投票率が向上するような各種取組を継続的に実施してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

御説明いただきましたけれども、順番よく、質問の内容を確認しながら再度質問を繰り返し

ていきたいと思います。

第1番目の合併時からの投票推移の中で、各種選挙別、行われたわけなんですけれども、議員あるいは町長選の定数、町長選は最初から分かり切っていることですけれども、議員定数に変化があったかどうか、また、それに対する当時の感触ですね、それらが変化あったかどうか、いろんな、分かる範囲でいいんですけども御質問したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 実際、議員等の定数による変化ということに関しては、特に変化はなかったというふうに感じております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 選挙投票率は、当然、関心の度合いを示すわけなんですけれども、いわゆる定員が少なくなれば、当然、選挙運動の幅も小さくなるので、選挙の投票率が下がるというのが一般的だと思うんですが、年代別の、先ほどの答弁の中、当町に関しては分からないと、調査の経緯がないというふうなことで、各一般の、日本全国のことでしょうけれども、投票状況として若い人が低いというふうな情報は出ております。私もその辺は聞き及んでおりますけれども、なぜなのでしょうかという、そういう疑問というものはお持ちでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御承知のように、町議会議員選挙においては、南三陸町は町長選挙と一緒にやりますので、具体的に、例えば、町会議員選挙が単独で行うということになった場合に、定数が減ることによってどういう影響を及ぼすかということがあるかもしれません、現状として南三陸町同日選挙になっておりますので、そういう影響は感じられないということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） ただいまの若い世代の投票率の低下というふうな御質問でございます。

一般的には、政治に対する不信感、無力感、あとは、政治と自身の生活の乖離というふうな部分、もう1点は、当町に限ったことではないとは思うんですけども、やはり学校進学によって住民票を異動されていないというふうなところもございますので、何て言うんでしよう、ちょっと言葉悪いんですけども、わざわざ地元に戻ってというふうな、面倒くさいというふうなことも実はあるのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） はい、分かりました。

期日前投票の件についてお伺いいたします。

今回の国政選挙では、期日前投票は当地区、当地区というか南三陸町においては2か所でたしかやったと思いますけれども、この期日前投票の数、設置数、それらは合併して何か所ぐらいだったのか。

それと、あわせて、期日前投票のいわゆる投票率が増えたかどうか、いわゆる全体の投票数に占めると期日前投票の割合がどう変化したのかお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） すみません、期日前の投票所でございます。合併後からはいずれも現状のように歌津総合支所と本庁舎の2か所でございます。

ちょっと合併前に関しましては、ちょっと今、手元に資料はございませんけれども、今回の国政選挙等を見ましても、期日前投票に関しましては、期日前の割合が全体の46.75%というふうに非常に年々高い割合となっているというところでございます。

ちなみに、一番古い期日前の投票を見てみると、30%を切る28%というような期日前の割合となっておりますので、大分期日前の割合が上がってきているというふうなところです。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） いわゆる期日前投票はだんだんウエートを占めてきているということだと思います。

それで、選挙は最初から指定日が決まっているわけなんですけども、期日前投票は、いわゆる有権者の任意に合わせて、都合に合わせて投票するという、そういう制度ですね。だから投票率が上がるんですということなんですけれども、この期日前投票の設置箇所、増やすという考えはお持ちでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 実際、決められた日に指定された投票所に行かなければならぬというふうなことが、現代の、現状の、若者もそうですけれども、ライフスタイルに合わないのかなというふうには考えております。

当然ですけれども、移動の投票というふうな部分に関しましては、期日前の取組として今後有効な手段であるというふうな部分に関しましては、実は昨日、選管の委員会がございまし

たので、そこでも確認しているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今回の国政選挙に当たって、日本全国の平均が53.85%だと思うんですけれども、投票率がね、最も投票率の高い地区というのは山形県らしいです。そこは60.8%ぐらいだったかな、1位なんですけれども、そこでやっている投票のやり方は、いろんなやり方ありますけれども、特に目立ったのがワゴン車を改装して、それで、特に山間部とか、そういうふうなところで、いわゆる出前投票、移動選挙ですね、そういうふうなことをやっていますと。あるいは、大型店舗を借りてそこを投票所にしたというふうな扱いも聞いております。

それらを踏まえて、今後、いわゆる移動して歩く、あるいは障害者とか、いろいろ病院とか、そういうところまで足を運んでみるという考え方はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 人が集まりやすい、例えば商業施設とか、あとは、投票所の柔軟な利便性というふうなのを確保というふうな観点から、移動投票所に関しましては、例えば、商業施設等での投票というふうな部分も検討の中には入っております。いずれも、例えば移動手段の困難な高齢者というふうな方々の利便性というふうな部分は考慮して考えるというふうなところでございますけれども、例えば、今お話しされたように、山間部とか、あと施設を回って移動して投票箱を持ってというふうなところまでは実は考えていないというところです。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 現行はそういうふうな考えだと。はい、分かりました。

2番目に移りたいと思いますけれども、投票率の変化が町民に与える影響なんですが、特に若年層、18歳、19歳、18歳からは投票権が得られるというふうな、制度変わっていますけれども、こういうふうな年齢層が低いというのは一般的な傾向かなと思うんですが、それらの、上げる手法、投票率を上げる手法も考えていかなければならぬと。その場合の投票、いわゆる低年齢層の投票率が思わしくないということは、どういうふうな影響が出るかお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本、選挙というのは、基本的には社会のことを決める権利と義務ということになりますので、結局、投票しないということについては、それを放棄するということ

とになりますので、その後の選挙について考えるということは、社会について考えるという、そういうきっかけになるというふうに思いますので、そういう意味では若い方々にもぜひ積極的に投票に行っていただけるような周知活動、啓発活動というものを取り組んでいかなければいけないというふうに思いますし、これまでもやっておりますが、多分、この期日前投票がどんどん増えてきているというのは、一つには、多分、昔、期日前に行った方は覚えているかもしれません、以前の期日前投票は、投票日にどこにどういう仕事で行ってというふうに、すごい縛りがきつかったんです。今はもうほとんど、もう行けば誰でもほぼ投票できるということになりました。ですから、そういう縛りがなくなりましたので、期日前投票がこのように増えてきているという現状があると思いますので、その辺の期日前に行く、やれる、そういうこともひとつ若い世代の方々にも周知をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 若い人の低年齢層の投票率が低いということは、いわゆる権利を放棄していることであり、結局、若い人の政策が芳しくないということになろうかと私は思います。それで、やはり議員の傾向としまして、自分の年齢に合ったようなやはり考え方を持ちます。私も努力はしていますが、自分の年齢に合った関心のより強いものに、例えば一般質問なら一般質問でも傾向を受信します。そうすると、やはり年齢層が低い人が支持しない、投票しないとなってくると、取る施策、そういうふうなものを年齢層の高齢者なら高齢者、今回の先ほどの答弁ですと60代が最も投票率が高いということなんですか、そこ中心の、その年代中心の施策が主になるということだと思います。将来に向かってやはり低年齢層の支持率を、投票を上げていく施策というのは、これ重要な意味だと思うんですね。

先ほど答弁いただきました高校ですかね、高校で出前トークしましたとか、大いにこれはやっぱり考えなければならないことだと思うんですね。どこだったっけかな、柴田町だったかな、柴田町の議会の議長と副議長が中学校のいわゆる生徒に出前トークして、いろいろ議会とそれから執行部の二元性についていろいろ説明したとか、そういうニュースが出ていますけれども、そういうことを若い者に関係するような、そういう施策というのはこれから出していかなければならないと思うんですけれども、その辺お考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私、若い人たちに選挙の話するときに、一番最初に言うのは、緊張感が嫌だっていうんです。入っていったときに立会人の方々がいて、じっと見られてそこで書く

というのが、あれがもう緊張感があって、すごい行きづらいという話をよくするんですよね。だから、1回、2回行くと、もう慣れるんだと思うんですが、どうしても若い世代の方々つて、そういう話が広まって、すごい緊張するんだぞみたいな話が広まっていくと、なかなか投票所に足が向かないのかなというふうに思いますので、かといって立会人がいないというわけにはいきませんので、そこは非常に悩ましいというところもございますが、その辺の解決策をどうすればいいのかということについては、書記長のほうから答弁をさせたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） なかなか難しい問題でございますけれども、若い世代、中学生、高校生、当然選管としても、例えば生徒会の選挙等に投票箱を貸出ししたりというふうなことで何とか関心を持っていただくような取組をしているところでございますけれども、恐らく若い世代、高校生等も含めて、自ら社会課題を探して、そして、提案した解決策が行政に取り入れられるというふうな成功体験というのは非常に大切なのかなというふうに考えております。

投票しても世の中は変わらないといった、そういう意見が多数を占めていますけれども、積極的に社会や政治に参加するという意欲の向上につながるような施策等を今後ともやってまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 今、そういうふうな答弁いただきましたので、今、思い出しましたけれども、やはり投票所というのは、私も初めて投票するときには緊張しました。みんなに見られて十数名の方にじろっと見られるとね、震え上がってやっと出てきた思いがありますけれども、特に初めての人、若年層、それと、さらに高齢者、いわゆる80代、90代の方が投票に行くと、やはり同じような、若年層と同じような感覚を持つと思うんですね。それで、やはり出迎えるというふうなやり方、少なくともさっと笑顔で迎える、あるいは、選挙の投票に誘導してくれるような人が立っていて、こちらこちらというふうな、そういうふうな対応の仕方もいいんじゃないかなと。

あるいは、高校の生徒なり何なりが立ち会って、選挙の立会人として出てきてもらうとか、そういう施策も必要ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 確かに私自身も経験あるところでですので、おっ

しゃっているところは理解できるところでございます。ただ、私はそれが大人になる第一歩だというふうに考えているところでもございますし、ただ、高齢者云々というふうな部分はちょっと今後考えなければならないところだというふうには思います。

ただ、ちょっと選管でも話題になったんですけれども、公の性格が選挙はあるというふうなところですけれども、選挙権の行使というふうな部分に関しましては、選挙人本人の自覚を待つべきというふうなところでございますので、例えば外部からの強制的、誘導するようなというふうな部分は、ある程度は控えなければならないのかなというふうに考えているところです。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 引っかかるようなことはしてはいけないと思うんですけども、こちらで投票してくださいとか、次はこちらですとか、その辺の対応をお願いしたいなと思っております。

次の質問ですけれども、投票率の上げる政策、方策として、やはりいろんな投票、いわゆる選挙について、いろんなやり方があると思うんですけども、いわゆる選挙管理委員会としてやる制度の中で、選挙公報というふうなのがあると思うんですね。その選挙公報紙が今、時代を経て、この社会問題として、実際選挙になった場合、はがきを何枚とか、それから、あるいはポスター何枚、最初から制限されていますので、さらにSNSとか、ウェブサイトとか、いろんな個人的にはそういうふうなこともやれば影響は出てくるんですけども、候補者全員に共通した、いわゆる統一した提供する媒体というのは、私は選挙公報が一番有効だと思っているんですね。その選挙公報のいわゆる掲示する内容、それらについては、主立ったものだけでいいんですけども、こういう内容で中に出している掲示内容はこういうふうな感じですというのは御説明いただけますか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 公報紙等の内容等に関しましては、選挙人本人に委ねられるところが多々あるというふうなところでございますので、ちょっとその辺、共通の様式等というふうな部分に関しましては配慮をしていきたいというふうには考えますけれども、例えば、分かりやすいように主張の自由は確保するんですけども、例えば、候補者個人個人がそのテーマに関しては、なるべく分かりやすいというような配慮はしていくといふうには考えているところです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も立候補している立場からお話をしますが、基本的には選挙公報というのと、候補者本人が内容については自分たちが責任を持ってつくって、それをまとめて選挙公報という形の中で毎戸に配布をするということになっておりますので、その内容について分かりやすく書くのか、あるいは、事細かに書いていくのかということについては、候補者御本人の御判断ということになりますので、そこは町のほうとして、そこにこうしろ、ああしろという指導というものは、そこは及ばないというふうに思います。

いずれ決まった寸法の中に決まったものを入れてということです。そこに写真を入れない方もいますし、いろいろ様々です。多分、今野議員、写真入れたことないんだよな。
ということですので、そこはひとつそういうことですので、御理解をいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） すみません、大変申し訳ございません。

選挙公報に関しましては、もう既に実は決まっているというふうなところで、例えば、候補者の写真の規格ですか、候補者の氏名は必ずつけなければならないというふうなところもありますし、掲載文の色、それに濃淡があってはならないと、そういういたところの規制というふうなところだけでございますので、そこはちょっと前文には訂正を申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） その公報の項目なんかについては、付け加えるということはできないでしょうか。そういうのは選挙管理委員会で決めるることはできないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 先ほど町長が申し上げたように、そこは選挙立候補者の自由でございますので、今お話しした規制以外は自由に記載できるというふうなところでございますので、了解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私も、今回、一般質問に当たりまして、勉強不足でいろんなことちょっと調べてみましたけれども、南三陸町の前身である、いわゆる志津川町、歌津町、それから、さらに志津川町の前の町村合併までちょっと昭和30年かな、志津川町が合併したんですけども、戸倉村、それから入谷村、そして志津川町、1町2村で合併しているんですけども、そのときの議員数というのは、戸倉の村会議員の方が16名、入谷でも16名、志津川町が22名、合わせて54名の方が議員されていたということですね。当時は合併まだしていませんから、

歌津町も22名、計76名なんですよ。76名の方が今の南三陸町の町政を担ったことになるんですけども、今の行政区長はたしか69名ですね、それよりも多い数の当時の議員がおられたということなんですけども、投票率はやっぱり90%ぐらい行くんですよ。投票率が下がってくるというのは、やはり関係する議員が少なくなるからなんですけども、そこで、これから、やはり投票率を上げていくことを考えると、公平性を持ったそういういわゆる物差しというものが、選挙公報紙に私はかかってくると思うんですよ。ＳＮＳとかいろんなものはいいんですよ。どっかの県知事かな、不信任案出されて、それで、辞めて、再度また当選したと、そういうふうな経緯もＳＮＳを使っています。それがいい、悪いじゃないです。やはりそういうふうな御時世でございます。そこで、選挙管理委員会というのがやはり一つの目安としてこういう候補者は誰が見ても分かって、一覧で、こういうふうな感じの人だなというのは、そういうことを示すような内容が必要な時代になったんじゃないかなと思うんですね。二十数名、二十五、六人ぐらいかな、そのぐらいの議員数が顔写真で入る、そういう時代もありましたけれども、今は13名ですよ、議員でいえばね。実際立候補する人がもうちょっと増えれば十五、六名ぐらいになるでしょうけれども、そうすると、あの公報紙というのには、やはり空白が出てくるんですよ。かつての二十数名の、いわゆる写真入りの内容で裏表使っているらしいんですけども、そして投票日の期日が大文字でちゃんと出ているんですけども、それは知らしめるための一つの方法だけあって、もうちょっと工夫が必要だと思うんですね。

例えば、共通した題材として、こういう選挙公約として立候補者はいろんな目標とか抱負を掲げるわけなんですよ。その抱負を前回の4年前の抱負も一緒に掲載したらどうですかね。それに対する取組がこういう感じですと。それは自分で書く欄で、書きたくなかったら書かなくたっていいと、そういう制度をある程度設ければ、町民の見る目も変わってくると思うんですね。いわゆる信頼度ですよ、どのぐらい信頼を持っているかと、一つの目安になるんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 前もお話ししましたけれども、選挙公報に関して選挙管理委員会が介入して新たなものをつくるというふうなことはできないというふうな、もうそういう決まりでございますので、なかなか難しいところでございます。

前回の公約云々というふうな話もございましたけれども、それも含めて各選挙の候補者の記載の自由というふうなところもございますので、そこはなかなか公職選挙法云々というふう

な規制もございますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） これから人口が減ってくるというのは、これ誰しもが皆分かることで、やはりそれに見合って恐らく議員定数も下がってくると思うんです、減ってくると思うんです。そうすると、いろんな問題が出てくると思うんですけども、かつての、昭和30年代の話をしますと、2町2村が、いわゆる首長さんは4地区から1人になったし、議員は76名から13名ですね、そうすると17.1%ぐらいかな、5分の1を切っているんですよ。そうなると、大変活動する面についてもかなり負担が出てくるんですね。やはりそういうふうな有権者に理解してもらうような手法も、これからは大切だと思うんですね。

議員の活動内容としても、やはりいわゆる町民にどれほど関心を持っているかに比例すると思うんですよ。人は関心持てば相手も関心持ってくるし、関心持たなかつたら相手も関心持たなくなるんですよ。やはりそういうふうな内容を盛り込んでいくような方法を、これはみんなで考えていくべきだと思うんですね。でないと、投票率がなかなか上がってこないんじゃないかなと、私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（千葉 啓君） 選挙の公正な執行というふうな原則を脅かさない限りにおいて、るるお話しされたような施策、後は、先ほどお話しましたように投票所の設置というふうな方策に関しまして、有権者の投票機会の向上、または、投票機会の保障を目指すというふうなことで、今後とも選管として行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。期待をしております。よろしくお願いします。

それでは、1件目の質問を終えて、次に2件目に入らせていただきます。

2件目の質問の件名ですけれども、家屋耐震強化の取組について、質問相手は町長とさせていただきます。

内容でございますが、東日本大震災の発災から13年余が経過したが、今後、東北沿岸部に被害が及ぶとされる巨大地震への警鐘は現在も続いている。については、その対策として以下の点について伺う。

第1点目として、東日本大震災以降の当町が実施している年次別家屋の耐震診断とそれに基づく耐震改修の実績について。

第2点目として、耐震化から得られる事業効果と事業推進上の課題について。

3点目として、今後の耐震強化への取組について。

以上3点でございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。家屋の耐震強化の取組ということについてお答えをさせていただきますが、初めに、御質問の1点目であります。東日本大震災以降の耐震診断と耐震改修の実績でありますと、令和6年、今年の11月時点での東日本大震災以降の木造住宅耐震診断助成事業の実績は20件ということになります。木造住宅耐震改修工事助成事業、改修の工事まで行ったというのが、これ3件ということになります。

次に、御質問の2点目、耐震化から得られる事業効果と事業推進上の課題についてでありますと、建築物の耐震改修促進に関する法律に基づく耐震化事業は、地震による建築物の倒壊等の被害から生命、財産等を守ることを目的に、建築物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保するという、そういった原則に基づいて、国、県及び市町村、建築関係団体等が所有者を支援するもので、本町においては、耐震診断、耐震改修工事に要する経費の一部を補助することによりまして耐震化の推進を図っております。

しかしながら、耐震診断は受けるものの、その後の耐震改修工事には最大110万円の補助金を利用したとしても、多額の所有者負担が生じるため、耐震改修工事まではなかなか踏み切れない所有者が多いことが事業推進上の課題となっております。

最後に、御質問の3点目になりますが、今後の耐震化強化への取組についてでありますと、大地震から自らの生命財産等を守るために、住宅の耐震化を図ることが必要であり、住宅の所有者一人一人が自らの問題として意識し、取り組んでいただくことが重要であると考えております。しかしながら、木造住宅の耐震化をより一層推進するためには、改修工事費を安価に抑える必要があることから、今後においては、通常な改修工事より費用のかからない低コスト工法の推奨について、県、建築関係団体等と連携をしながら取り組んでいきたいと いうふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

それでは、内容をまた次々に質問をさせていただきます。

耐震診断後、耐震改修の実績についてということで、20件耐震診断を行いましたと。それと、3件耐震改修を行いましたということなんですが、耐震診断を行う、耐震改修もそうなんで

すけれども、これらの推進する上での事業のプロセス、こういうふうなことで周知して、こういうふうな進行で進めますというふうな内容を御説明いただけますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 耐震診断のプロセスでございますが、まず法改正で昭和56年以前、以後ということで耐震基準が変わってございますので、56年度以降の建物については耐震基準を満たしていると。

今回の目的としますのは、以前の建物でございまして、町のほうといたしましては、ホームページ、それとあと広報のほうに耐震診断、56年度以前の建物については危険がありますのでぜひ行ってくださいということで広報をさせていただいてございますし、あと、県におきましても、それぞれパンフレット等を作成をいたしまして、住民の方々の目の触れるところに、役場内でも置かせていただいておりますし、県のホームページにも耐震改修のほうについては掲載をされていると。

まず、手順でございますが、まずその耐震改修やる前に耐震診断を行っていただく必要があるということでございまして、そちらのほうにつきましても補助金が出てございまして、一般家庭200平米以下の場合だと、費用として15万800円ほどかかりますが、自己負担は3,400円、住民負担ですね、3,400円となっております。本来は8,400円なんですが、これは町独自で5,000円の補助を上乗せをしておりますので、住民負担は3,400円ということになります。

この診断を行っていただいた結果、要改修、要するにその耐震基準を満たしていませんよといった案件につきましては、耐震改修工事を、助成を受けることができるということになりますし、先ほど町長答弁にもございましたように、最大で110万円を上限といたしまして補助が出るということでございます。

ちょっと雑駁ではございますが、流れとしますと、耐震診断を受けて要耐震化という判断をされたものについては、耐震工事の助成を受けることができるというようなものでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そうなんでしょうけれども、一般の町民に対して、チラシとか入れて、自己負担分なんかが最終的にはこういうふうになりますとかというふうな内容で周知を図つておられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 補助金の内容、あとは上限等については、広報、あとはホームページ

ジのほうにも掲載をさせていただいてございますし、繰り返すようではございますが、県のほうでも別途また県民に対して広報、あとはホームページのほうにも掲載をされておるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それで、町民なんかからは要望、いろんな要請というのは出ておりますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 具体の要望というのは、当町で、私の知る限りですと、特別な要望というのは今のところ聞き及んでございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 耐震強化から得られる事業の効果なんですけれども、どういうふうな事業効果があると思われるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 事業効果でございますが、町長答弁にもございましたように、生命、財産を、住民の方の生命や財産を守るというのが一番の効果と考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 正月早々発災した能登半島のことですけれども、やはり古い耐震強化がなされていない、いわゆる昭和56年6月1日以前に建てられた建物が特にそうだと思うんですね。56年の1月からは耐震強化がされて、震度5強まで耐えられる。それは軽い損傷で済む、そして、震度6か7、震度7が最強ですから、震度7になんでも倒壊しない、いわゆる全壊しないという構造なんですね。それが基本になっているわけですよ。

耐震、いわゆる建築基準の改正をしたのが昭和56年の6月1日ですけれども、もう43年前なんですよ。耐震基準は満たしているとはいえ、もう40年以上たっているわけなんですね。そうすると、大体耐震法が効果をもたらすのは40年頃が限度でしょうと。それ過ぎると、やはり基準は得ているものの、経年劣化でいろいろ問題が起きますよということなんですけれども、やはり当町の耐震前、いわゆる昭和56年6月以前に建てた建物というのは、たしか1,589件あると思うんです。1,589件が今この南三陸町にあるはずなんですよ。それは2018年だから6年前の調査なんですけども、これらの対応というのが私は問題だと思うんですけども、何か耐震を図るべく、いわゆる1年に2件か3件ではちょっと、いかがなものかと思うんですけれども、さらなる強化を進めて、これ周知を再検討というのはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部司君の質問を続行いたします。

答弁から、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど御質問ございました今後の周知の方法等についてでございますが、やはりホームページ、あとは広報紙を活用しながら、より効果的な周知方法については、今後についても検討してまいりたいと考えてございますし、県のほうにおきましても、やはりその耐震化は重要だということで、いろいろ施策等々、今、検討しているというような状況でもございますので、県のほうとも連携を図りつつ啓蒙普及に努めてまいりたいとうふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

事業推進上の事業効果ということなんですかけれども、やはり能登半島の今年の発災の状況を見ても、大変な大きなリスクが、やはり人命を失うということだと思うんですね。それに対する防備、それから、火災発生に対する対応、それと救急医療も当然、救急車も行けないような、倒壊するというのはもう救急車も行けないということですから、それらの問題も絡みます。耐震強化というのはいろんな分野で影響を及ぼすと思うんですね。

先ほど私が1,589件のまだ改正以前の建物があるというふうなことを御指摘させていただきましたけれども、これ老朽化すればますますこれ増えるんですよ。例えば、1年に100件やつたとしても10年かかる計算になるんですね。大変な問題だと思います。

そうした上での事業推進上の課題というものはどのようなものが考えられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、まず最初に、当町のほうでまだ耐震が不十分というのが1,589戸ということで議員のほうから御質問ございました。

これにつきましては、当町におきましては、この数は固定資産台帳で56年の6月以前に建築されたものから実際に今回の本県の耐震化工事を行った件数を差し引いた数字としてございます。

参考までにでございますが、表のほうには推計というふうになってございますが、県の資料を参考に当町を推計をいたしますと、1,589戸が693戸になるということで、数が減ったからいいというわけではございませんが、そういったことで県の資料を参考に推計をするとそういうことになるということでございます。

それと、あと、耐震化についての課題でございますが、やはり当初の答弁にもございましたように、どうしてもやはりその費用がかかると。最大で110万円の補助をもらったにしても、当町の今までの改修ですか、改修工事を実施した実例を見ますと、400万円から、中にはリフォームを含むということだと思うんですが、900万円というような実績がちょっと上がってきています。

今、現在、そういう事情もございますので、低成本で耐震化ができる工法等ということで、県のほうでもそういう建築業界等々と協議会の中で、そういう低コストの耐震化、改修の方法の勉強会を行っておったりということでございまして、まずはコストをなるべくかからないような形での耐震化が図れないかということで、現在のところそういう動きもございます。

町のほうも当然ながら、耐震化だけに特化してお話をさせていただきますと、低成本でできる工法もございますよということは、この制度の周知と併せて、効果的な広報の方法については検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

建築基準法が来年の4月からまた改正入ります。大きなところ、直接関わることは、既存の建物についても、いわゆる建築基準法の改正以前の建物であっても、リフォームとかそういうものを改修する分に関しては、建築確認を下ろしますよという内容ですね。

やはり細かい構造計算とかそういうのはあるでしょうけれども、何も一般の消費者には関係、関係というかな、直接関わりないと思いますので、そういういわゆる耐震強化というふうな面で進められております。

そうすると、今、1,589件のまだ古い耐震強化前の建物があるというふうなことを私は言わせていただきましたけども、そうしたのを改善したものにしても、新しくまた耐震強化がさらに強まるような建築確認が来年から始まるんですよ。そうすると、課題がもっと大きくなると思うんですね。そういうふうな考えですと、これから取り組む方法というものもいろんなことを考えていかなければならぬと思うんですよ。

どうしてもコストというふうな面が出てくるというお話でございますが、ここで、実際の耐震強化をした取組の事例として高知県の黒潮町というところがあるんですね。人口が1万4,000人ぐらいですかね、太平洋に面した南三陸町とほぼ似ているような地形です。188キロ平方メーターだから、南三陸163キロ平方メーターですね、似たり寄ったりの町でございます。

そうした取組が、やはり、今、我々が抱えているような、我が町が抱えているような耐震計画というものを住民説明会を開いて取り組んだんですよ。耐震、いわゆる診断をしたのが平成29年かな、平成29年234件やったんですね、取り組んだんですよ。実際に改修まで至ったのが135件だったかな、135件改修をしたということで、業界もそれを支援するような形で、当然、いわゆるスケールメリットで経費を安く仕上げたいというふうなことで125万円で話を進めてきたというふうなことでございます。平成29年から8年ぐらいたっているのかな、大体そのぐらいの棟数を毎年続けてきているんですよ。

これはね、当町としても、やはり、コストのことはあるんですけども、大きな問題だと思うんですね。135件かな、それが例えば125万円というと約2億円ぐらいですよ、金額にして。そうすると莫大な経済効果が生まれると思うんですね。こうしたことを考えると、このコストのことをうまく考えれば、私は何とか前に進めるんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に耐震の診断と改修の工事に取り組むということについては、先ほど申し上げましたとおり、これ所有者がどう考えるかということです。基本的にはそこが前提としてございますので、そこの中で改修工事をやりたいという場合には、今、黒潮町、黒潮町は南海トラフの関係で、震災が、地震があってもう5分で津波が来ると言われている町ですので、非常にそういう防災ということについての取組ということについては喫緊の課題ということでやっていらっしゃいますが、南三陸町も実は、経済の、今、お話になりましたが、震災前になかなか大工さんの仕事がないということでしたので、この耐震診断をして、耐震工事に持っていくという、そういう事業は取り組みました。しかしながら、御承知のように、工事をした家屋もほぼ流されてしまったということでございまして、今、新しい町の高台にあるのはほとんど耐震診断がクリアできるというような建物になっている。基本的には今残ってるのは、やはりどうしても津波で被災をしなかった区域の地域ということになりますので、そこの中でやっぱり能登と同じような問題が起きているのは、高齢の方々で、果たしてこの改修工事までやらなければいけないのかということをお考えの方々が

相当数いらっしゃるというふうにお聞きをいたしておりますので、そこがどう取り組むかということについては、町のほうでも強制するというわけにはまいりませんので、そこは所有者の方々の判断を何とか工事のほうに振り向けていくようなということに、町としてできるのは精いっぱいそこまでができるということでございますので、そこはひとつ御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 2つの問題が入っていると思うんですね。自己負担をどうするか、金額が大きいからなかなかできませんというふうなことだと思います。それから高齢化という問題も併せて、今、答弁なされたと思うんですけれども、来年から70歳以上の方を対象に、リフォームなり、いわゆる耐震改修をする場合は利息に対して100%国が助成するという制度が出たんですよ、来年からね。60代、いわゆる60歳から69歳の人がもし耐震改修する場合はとすると、3分の2を助成します、自己負担は3分の1です、利息に対して。100万円を例に取って、例えば金利が3%だったらば年3万円ですね。そうすると月々2,500円の支払いということになるんですけども、利息に対してはね、それを全額、70代以上だったらば助成しますよ、ただにしますよと。60代だったらその3分の1の負担でいいですよというふうな話です。いわゆる利息は考えなくたっていいと。

元金の問題がどうなるか、元金の問題ですね。これは、お金あれば何も問題ないんですね、皆やるでしょう。ただ、私はここで、お金なくて耐震改修するのはどういうものかというのは、やはり企業版ふるさと納税というのがあると思うんですね。企業版ふるさと納税が来年からまた5年間延長になるんですよ。令和6年で本当は終わりだったんですけども、5年刻みで終わるんですけども、今行われている企業版ふるさと納税は令和2年から今年の令和6年で本当は終わりなんです。さらに財界から強い要望、そして自治体の強い要望で延長の動きで進んでいます。

今の國の方針としても、石破首相も地方創生をいきなり力入れていますので、そういう働きが当然あると思いますけれども、前向きに考えたほうがいいと思うんですね。企業版ふるさと納税も1,741の自治体のうちの88%がもう利用しているんですよ。第2の地方交付税と言われるぐらい影響が、今、出ているんですね。1自治体で3,000万円以上もらっているんですよ。これらを来年から踏まえて耐震診断を行って、そして、やる意欲のある方は考えますよと。どのぐらい出すか出さないかは、それは分かりませんが、やはりその基礎資料というものをつくっていかなければならぬと思うんですね。黒潮町は住民説明会をして、町で自己負担

したんでしょうけれども、我が町は恐らくないでしょう。なかなか苦しいです。ない袖を振れと言われてもなかなか振れないと、それは当たり前のことです。でも、ない袖を振るためには、振り袖を貸してくれる人がいるんだったら借りればいいと思います。ただで貸してくれるって言っているんですから。みんなの前でそれを着て踊る勇気ありますかと。その勇気があれば、ただで振り袖が振れると、私はそう思うんですね。これから取組なんでしょうけれども、この耐震改修に当たって、やっぱり企業版ふるさと納税を得ていく手法というのをこれから考える必要があるのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、町からの助成ということでございますが、現行の耐震化改修工事最大110万円の助成が出るわけでございますが、町のほうで全く支出していないというわけではなく、町のほうでも110万円のうち3割に当たる35万円は、これ支出をしてございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

70歳以上の方の利子補給ということでございますが、詳細の制度については、ちょっとまだ通知等が参っておりませんので、ちょっと存じ上げないところではございますが、概要としては、高齢の方々はなかなか元金もお出しすることがなかなか難しいというようなことでございまして、これはニュース報道で得た情報ではございますが、資金のない方については、自宅等を金融機関等に担保に入れて、それで費用を捻出をすると。それと改修工事にかかった利子相当額については、国のほうで助成をするということでございますので、やはり自宅を担保に入れるというリスクと言っていいのかどうかちょっとよく分からぬんですが、そういう面もございますので、今後、その制度につきましては、今後詳細を確認しつつ、またよりよい方向に持っていくように検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員から企業版ふるさと納税ということでお話ございました。

まず、その企業版ふるさと納税でございますけれども、お話のとおり国のほうではさらに5年間延長といった検討がなされたところは私も報道等で確認をさせていただいてございます。

その上でとなりますが、企業版ふるさと納税につきましては、どちらかというと一見そのクラウドファンディング的な見方も成り立つかと思うんですけども、そもそも制度の枠組みといたしましては、その大きい幹の部分のまちづくりといったものに照らして、その事業者の皆様が事業活動等にどういった形でリンクするかというのを様々御検討いただき、我々と様々お話を重ねさせていただくと。その上で、いわゆる結果、使途というものが定まってく

るものでございます。

現段階で御参考までにお話をいたしますれば、これまでやはり注目度が高いといった事業は高校魅力化事業がございますし、最近では本町の環境に対する取組といったことについても各事業者様々な視点から御評価をいただいてございます。その一つ一つの事業に対する充当といったことについてまで相手方にお示しする制度でもございませんので、それは今後様々計画を策定していく中で、まちづくりの課題といった分野でどういった組み込みをしていくかといったことになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 私も先ほど、建物が倒壊した場合は大変な甚大な被害が出ます、そういう事業効果が上がるんじゃないでしょうか。まちづくりの大きな基本だと思うんですね。その上で、企業版ふるさと納税というものは、いわゆる大企業なんかが、やはり剩余金というものが数千万、数億円というふうな剩余金が出るんですけれども、その剩余金を税金としてただ納めるよりは、法人税なり法人事業税、法人住民税、それらをいわゆる加味してくれる企業版ふるさと納税として、地方の自治体に貢献したほうが、よりやはりメリットがあると。9割がいわゆる税金対象から逃れられると。そして、さらに自分たちの社会的な評価が高くなると。当然企業としては優秀な人材が集まつてくる土壤をつくっていくことになるわけです。そういうために、同じ納めるんだったらば地方に貢献すると。

その地方に貢献するものに対して、地方がどれだけの取組意欲を持つかにかかってくると思うんですよ。であれば、やはりここははっきり目標を持って、先ほども私さらっと話はしましたけれども、耐震強化をして1,589件のまだ改修していない、改修望まれる、しなければならない、そういうふうな建物を取り組むんだというふうなことで説明すれば、聞いてくれる企業現れてくると思うんですよ。そういう方向というのはどういうふうにお考えでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと現実的なお話をさせていただきます。

企業版ふるさと納税に、今年、七十七銀行がマッチングをしていただきまして、多くの企業の皆さんに七十七銀行の本店にお集まりをいただいて、県内の自治体の首長、多分二十数人ぐらいだと思いますが、私もそこに行ってプレゼンをさせていただきました。

結局、どこの町でも抱えている課題について、企業として応援するというのは、まずほとんどございません。

基本は、この町にこういう企業版ふるさと納税をすることによって企業としての価値観がどう高まるかということが非常に選択肢としてそこが一番高いんです。ですから、今の耐震化の問題については、これ日本全国抱えている問題ですから、こういう日本全国抱えている課題について、企業版ふるさと納税で御協力をいただくということについては、私もこれまでの経験上はまずほとんどないと思います。

ある意味、うちの町で、今、企画課長がお話ししましたように、南三陸町ならではの環境の問題についての企業版ふるさと納税とか、それから、高校の魅力化ということについて、企業版ふるさと納税で御協力をいただいている。いわゆるその町として特色のある政策をどう取り組んでいるのかということについて、企業がそれならば我々も協力しましょうということでやっていただける話であって、ただ単に何でもかんでも全国同じような課題を抱えているのに、企業版ふるさと納税をお願いしますといつても、ほとんどまず、ほとんどって経験上、まずそういう御協力をいただくというのは非常に難しいというふうに思います。

一応、言わないでできないと言うのもあれなんですが、一応こういうことを言っても、なかなかこの企業版ふるさと納税で分かりましたと、耐震の問題について協力していただけるということについては、非常に難解かなというふうに私はこれまでの企業版ふるさと納税で、私、企業の方々と直接面談してお願いしてきているわけですから、そういうことだけはお伝えをしておきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） お話しされていることは、当然私も理解いたしました。

我が町としての特徴はというと、13年ちょっと前にもう震災を経験しているわけですよ。震度7がこの町を襲ったんですね。それで、倒壊したのは、たしか家が倒壊したのではないと思うんですけども、いわゆる建物にひびが入ったとか、あるいは壁が落ちたとか、そういうのは結構あると思うんです。もうあの地震から13年余たっていまして、さらに経年劣化したと思うんですね。それらを踏まえると、いざ、例えばですよ、例えば1,589件を全部耐震を診断したらば、相当ゆがみとか、雨漏りとか、あるいは基礎がちょっとひずみが出たとか、いろんな問題が出てくると思うんですけども、今、いわゆる先ほどから話している高齢化の問題で、あと何年使うんだろう、ここに若い人、後継者がいないと、それほどまでしてもどうなんだろうということで、なかなか二の足を踏んでしまうというのは、これ現実的なことでしょう。でも、耐震診断やることでそれが顕在化する問題として表れてくると思うんですね。

そうした場合、やはり企業版ふるさと納税が実際、頂いていることも事実ですから、令和6年度は1,000万円ですか、たしか2,000万円を頂いて、1000万円お返ししたというような話、答弁されているようですけれども、もうちょっと説得力があって、こういうふうなものを使いたい、この町をするというふうなことを考えれば、もうちょっと増えるんじゃないでしょうかね。いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あまり企業版ふるさと納税結びつけることではなくて、基本的には耐震診断につきましては、これは住民の負担3,400円で15万800円かかりますが、3,400円の負担で耐震診断はできるんですよ。こういうPRもしているわけですので、ほとんど負担なく耐震診断だけ受けられるという環境は整っておりますので、そこは我々としてもPRはこれまでもしてきましたし、これからも、今、阿部議員のお話しいただきましたので、これからもPRをしたいというふうに思いますが、いずれほとんど公費で耐震診断を受けられる環境があるということだけは、阿部議員もどこか地域の方々から相談を受けた場合には、そのようにお伝えをいただきたい、PRをしていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと思いますけれども、やはり一般の町民の方というのは、分からぬ人が結構ね、屋根の改修とかそういうふうな建物の考え方というのは分からぬ人がおられると思うんですね。パンフレットの入れ方とか周知の方法、なぜ耐震を強化しなければならないかという根本的なチラシというものを、今度からね、ちょっと凝った説明書にしたほうがいいと思うんですね。今までいけば、今度地震が例えれば来た場合、これ相当行くでしょう、いわゆる耐震強化以前の建物というのはもう何らかの障害が起きているでしょう。そのときに、高齢化しているから云々というのではちょっと、やはり問題が起きると思うんですね。

最終的に俺は絶対嫌だというんだったら話は別ですけれども、やはりやりたいんだけどもとなった場合は、あとは資金だけの問題で、それをやはり考えてもらう一つのきっかけとして耐震診断のいわゆるPRの強化というものが必要だと思うんですけども、再度またお尋ねします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） PRについては、今後とも効果的なPRについては検討してまいりたいと思います。

ただ、この耐震診断も、ちょっと今、データでありますのは平成15年から、震災前からこの制度があるわけでございますが、震災後におきましても、各地区住民説明会等々でもこういった制度がありますというのは町としても震災直後からずっと周知をさせていただいておるということがまず一つと、それと、やはり当初の答弁にもございましたように、所有者の方が自らの問題として対応していただく必要があるというのが、これ大前提でございますので、それに対して町のほうは、できる限りの支援、助成をしているというところでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

効果的な周知の方法等については、県と連携を図りながら、今後とも続けてまいりたいとうふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 先ほども建築基準法の話をしましたけれども、いわゆる来年4月から建築確認が変わる、リフォームなんかもして、それらも、例えば、接道義務なんていうのは、建築確認の上であるんですけども、4メーター以上の道路に接して2メーターの入り口をつけなければならないですよと、そういう、いわゆるかつての基準以下の建物であっても、いわゆる既存の建物であっても、今度リフォームする場合は、それなりの建築確認を取ります。いろいろ今問題になっている、地球温暖化でいわゆる省エネとか、あるいは冷暖房の設備とか、いろんなことこれから出てくるはずなんですよ。年寄りが住む、いわゆる家庭もそういうのが出でています。そうした問題で改修というのは、やはり大きな問題になってくると思いますので、それらは、やはり今のうちから一緒に考えて、パンフレットの周知方法の中にそういう知恵を授ける必要があるのではないかなど。耐震法が変わる、建築基準法が変わるのはそういうとなんですよ。

さらに、当町は木材の低迷が続いている、木材の生産地でもあるわけですよ。そういうふうな意味で、今、国内では耐震法、建築基準法を変えるというのは、木材需要を大きく動かすという意味も根底にあるわけですよ。それらも踏まえて、何らかの意味で、お金がなければこれできない話ですけれども、そういうこともあるのだというふうなことを周知、知らしめることが必要だと思うんです。答弁は要りません。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大局的な観点でちょっとお話をさせていただきますが、基本、日本海溝、

千島海溝の巨大地震というものが想定をされており、国としても、防災・減災ということについての取組ということについては、大変、今、今度の石破総理は、防災庁を含めて、将来的には防災省というふうなお話をしておりますが、防災に関する国としての関わりということについても非常に強いものがございますので、そういった防災・減災という観点からの町としてのありようということについては、今後も町民皆さん方に問い合わせはしてみたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 以上で阿部司君の一般質問を終わります。

次、に通告2番、三浦清人君、質問件名、1、交流人口の拡大。2、子育て支援について。以上2件について、三浦清人君の登壇発言を許します。11番三浦清人君。

[11番 三浦清人君 登壇]

○11番（三浦清人君） それでは、久々の一般質問、非常に緊張いたしておりますが、議長のお許しを得ましたので質問したいと。

通告していたとおりでありますと、1件目につきましては、交流人口の拡大という命題であります。

町長、教育長、歌津地区に魚竜館建設が必要というふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦清人議員の1件目の御質問、交流人口の拡大ということですでお答えをさせていただきますが、御質問の歌津地区の魚竜館建設の必要性についてでありますと、前提としてお話をさせていただきますが、震災前、当該施設の一部として設置しておりました水産振興センターの再建ということにつきましては、これまでの一般質問に対しましても再建を行わないということの答弁をさせていただいているところでありますので、この方針に変更はございません。

その上で、私のほうから化石資源を活用した交流人口の拡大といった視点で答弁をさせていただきます。

本町は、世界最古の化石や新種化石の発見報告が多く上がる日本有数の化石産地であると言えます。南三陸町観光協会が開催をしております化石発掘体験には、毎回多くの観光客が訪れております。昨年度は約1,000人、そして、今年度は約800人が化石を目的に本町を訪れています。

また、地域の子供たちにもこの魅力を知っていただきたいという思いから、化石を活用した

スイーツ開発のほか、お土産品コンテストやシンポジウムの開催など、年々その活動も活発になっており、今後も大いに期待を寄せているところであります。

このような地域の取組を推進し、化石資源を活用した観光交流事業の活性化と化石の認知度向上を目的に、昨年度から地域おこし協力隊が着任し活動を行っておりまして、協力隊事業の一環として実施した南三陸町化石スタンプラリーでは、親子連れをはじめ多くの観光客が参加し、域内の周遊と化石の認知度向上につなげるなど、工夫を凝らした活動を行っているところであります。

文化財としてのるべき活用とは異なり、町民有志や地域おこし協力隊が地域資源を可能な範囲で存分に活用し、集客につなげているこの取組は、本町にとっても先進的な取組の一つであります。

今後、さらなる磨き上げにより交流人口拡大に向けた大きな資源であると認識をしておりまして、かねてより声が上がっております活動拠点の在り方については、町としても問題意識を持ちながら検討してまいりたいというふうに思っております。

教育財産としての魚竜館の在り方につきましては、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） よろしくお願ひいたします。

それでは、私から三浦清人議員の1件目の御質問、交流人口の拡大について、主に魚竜化石の展示施設についてお答えいたします。

本年6月会議において、後藤伸太郎議員からの通告がありました一般質問、化石を活用した人を呼べる仕掛けづくりに対する答弁と重複する部分がありますことをあらかじめ御容赦いただきたくお願い申し上げます。

国指定天然記念物、歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石では、歌津魚竜を現地保存により展示し、魚竜館では、被災した魚竜館を復旧し、クダノハマギヨリュウを現地保存により展示をしているところであります。

なお、町内から産出した3種の魚竜とイタリア及びドイツの魚竜、アンモナイト、囊頭類といった本町の代表的な化石を活用するため、歌津総合支所内に化石展示室を整備し、令和3年4月から常設展示をし、町民の皆様をはじめ観光等で来町される皆様方にも自由に見学していただける環境を整備しているところでございます。

また、来年度には、歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石が国指定天然記念物として指定を受けてから50周年を迎えます。

現在、教育委員会では、東北大学総合学術博物館をはじめ関係団体と連携した50周年記念特別企画の検討をスタートしているところであります。

このように、本町では、世界的に貴重な魚竜化石があることに加え、近年も新種化石の発見が相次いでおりますことから、文化財保護行政の要でもあります保存と活用の両立を目指し、さらなる活用策を見いだし、交流人口の拡大に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 教育長先生、それを質問しようかと思ったら、最初に答弁いただきましてありがとうございます。

今、総合支所に展示されておるわけですけれども、それを見に何人ぐらいおいでになっておるでしょうかね。見にといいますか、見学ですね、それを把握しておりますか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 申し訳ございません、把握をしておりません。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 歌津総合支所長ということで発言をさせていただきます。

私、週に二、三回ほどしか正直行けていないというふうなところでございます。それも1日中いるわけではなくて、午前、午後、どちらかというふうな形になりますけれども、この半年で、平日に限って言えば、5組の方がその化石展示を見に総合支所のほうにおいでいただいているというふうなところでございます。

5組、半年でございます。ただ、当然、土日等の部分っていうのは把握していないところでございますけれども、なかなか町内の方は、私見る限り1組でございます。ほぼほぼ町外の方、あとは外国人というふうな方がお見えになっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの三浦清人君への答弁で、教育長より訂正したい旨の申出がありますので、これを許可いたします。齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 先ほどの答弁で、化石展示室の入場者数について把握しておりませんというふうに答弁をいたしましたが、確認をしましたら、しっかりと入場者数を把握してい

るということが分かりましたので、数字をお示しをしまして、訂正させていただきたいと思っております。

入場者数は、平日、土曜、日曜日、祝日、さらに夜間を含めて、公民館職員と代行員の方が数を数えているということで、この数には、学校ということで、児童生徒の参観も含めてと いうことでございます。

令和3年度は502名、令和4年度は293名、令和5年度は407名、令和6年度は11月末までで362名ということでございました。

おわびをして訂正させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町長答弁の中で、冒頭で、水産振興センターではなく魚竜館の建設という答弁にすると。私もそのつもりで質問していましたんです。ですから、あえて魚竜館という名称を使いました。

魚竜館、震災前の魚竜、現地でその形を、小さな建物でした。魚竜を保護するために、先ほど教育長も町長も言っていたように、天然記念物であると、国のね、大事さと、貴重性ということであったわけですけれども、あえてその魚竜だけではなく、ほかにもいろんな化石、先ほどお話があった新種のものも出てきているわけですので、それらを含めて、魚竜館と言えば話が分かりやすいと思って魚竜館という名称を掲載したわけですけれども、そういう意味合いでの今度は質問にしたいというふうに思います。

今、教育長から訂正があって、年間300から500人ぐらいの入場者数があるというお話、先ほど総務課長の話ですと、あれはその何ではないんですかね。私はそう思って聞いたんです。まだ、焦らなくていいから。何を言ったのかなということだったので、半年で5組しかないとかね。それ、まずもってそこの辺、訂正があるなら訂正から。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 先ほど、私、申し上げたのは、私、この7月から11月末までの5か月間で、週に2回から3回しか行っておりませんので、ですから、その間、週1回、2回といつても、午前中だったり午後だけというふうなことでございますので、5組というふうなお話をさせていただいたところです。

ですから、人数にすれば20人から30人だとは思うんですけども、ただ、今、教育長訂正されたのは、5年度全体で土日も含めて、平日、小学校の見学も含めて407名というふうなことでございますので、すみません、訂正をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 何もそこに今、言及して追求するわけじゃないけれども、そうすると、あなたがたまたま支所に行っていたときに勘定したのがそうだったと。

いや、私の質問はそうじやなくて、だからそう言うと、質問はそうじやないんだ。今までの間で何人の利用者というか、見学者がいたかという質問だった。そうでしたか、分かりました。

そうすると、教育長先生の言ったことが正しいというか、正式な数であるという認識で進めていきたいというふうに思います。

先ほど町長の答弁の中に、この化石を利用したいいろんなイベント、企画、それから地域おこし協力隊なども含めて観光人口を増やすという意味合いからもいろいろと事業、イベントなどもやられているというようなお話をしました。

それはそれとして、やはり交流人口の拡大、そればかりではなく、さらにまた増やすためにも、改まった魚竜館といいますか、展示する館という表現をさせてもらいますが、その館が必要でないかなと。要するに、観光客も含めて、関連して考えますと、いろんな皆さん趣味といいますか、あると思うんです。おいしいものを食べたい方々、あるいはお土産を買う目的でいるとか、様々あると思うんですが、やはり全国的に有名な、日本でも最古の化石と言われているものがその場所にあって、改まったその展示する箇所があるということになれば、また違ってくるのかなという思いで質問しているわけですけれども、大事に保存されているのは分かります。分かりますが、年間300ぐらい500の方々以上に、その館ができれば来るんではないかなと。そういう方々も、12時になればお昼食べたいからさんさん商店街に行こうとか、行ってお土産を買うとか、そのおいでになる方々の一つの流れとして、化石を目的とした方々もそういう観光面につながる一助になるのではないかと、一面もあるのではないかという思いで、今、お話をさせてもらっておりますが、町長その辺はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 歌津地区において化石というのはキラーコンテンツだと思っているんです。歌津地区において一番魅力のある商品といいますか、それが化石だなというふうに私は思っておるんですよ。とりわけ、私、感心しているのは、H o o k e s （ほつけす）という名前をつくって活動している若い方々がいて、本当に一生懸命ですよ。本業があって、その傍ら、いわゆるそういう交流人口のためといいますか、化石発掘ということで、様々な取

組をしていただいている姿を見て、これ1人で、最初はね、1人でやっていましたので、これはちょっと気の毒だなと思って、先ほど答弁したように地域おこし協力隊をお願いして、そちらのほうに入ってもらって、片腕として今現在やっていただいております。

今、先ほどのちょっと館の話なんですが、御本人からも以前にいろいろお話を受けています。いろいろ話合いはしております。いわゆる、御承知のように補助事業という形の中でやらざるを得ないだろうということで、いろいろ補助事業を探しているんですが、これ実は残念ながらなかなか見つからないんです。

いずれ、これからもね、先ほど言いましたように、活動拠点という形の中での施設というのは、彼らにとって、あるいは歌津地区にとっても必要なものだというふうな認識は、私も十分しているんですよ。ですから、これまでもそうですし、これからもそういった何か補助事業を含めて何かないかということでいろいろ検討はしてきた経緯があります。

そして、もう一つは、多分、これ詳しくは企画課長のほうがいいんですが、それがもしなければ、歌津総合支所に今、展示しておりますので、あそこの入っていって右側の部屋があるんですよ。結構の広さの部屋があって、そこを活動拠点にできないかということをちょっと言ったことあるんですが、ところがやっぱり整備してきた関係上、目的とちょっと違うということがあって、企画課長のほうも、確かにあの場所を使えばいいんですが、そういう問題があるんですということでお話をいただいて、ちょっとこの辺は検討しているという段階なんですが、いずれその辺の経緯については、企画課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、町長お話をされた部分でして、総合支所入って右側ですと、いわゆる大ホール並びに検診室という名称で呼ばれているスペースでございますけれども、当然、今、町長お話をございましたとおり、整備目的といたしますれば、検診、子供さんからお年寄りの方までの検診ということで、カーペット敷き等で場所を御用意させていただいております。

そもそも目的といった部分の整理もございますし、一方でカーペット敷きで子供さんがはいながらでも検診等を受けられるという貴重な施設でもございますので、例えばその代替の部分をどうするかといった点の問題もございますし、町長からお話をございましたとおり、当初の整備目的、財源等に照らした問題もございますので、この場所も含めながら、他の場所もということで、様々補助事業等の模索も含めて、ただいま情報収集といった段階でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） いろいろと、町長、執行部のほうでも今後の対応、対策というのを考えているということは分かりました。多分、それは新しく館をつくった場合においては、交流人口が増えるだろうという思いの中から多分出てきているのかなと、それは理解しております。

何もね、全然お客様も来ない、交流もないというのであればやる必要がないんですから、私もそれを含めた上での質問になっているわけです。

財源の問題かと思います。なかなかちょっとした金額で建てるもんでもないということも分かりますが、もし何かいい財源でも見つかれば、その建設も可能だという考え方で受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もうちょっと詳しく言いますと、そういう思いもあるんですが、実はそれだけではなくて、例えば、こうするっていう思いで受け止めないでくださいね。こういう構想だという受け止め方しないでいただきたいのは、私として思っているのは、もちろん化石もですが、ハマーレ歌津の前のハマーレ広場があって、あそこのところにふわふわドームがあるんですよ。御承知のように、天気の日はあそこでたくさんの子供たちが遊んでいるんですが、天気の悪い日になると遊べないんです。だから、化石と、それから、いわゆるインドアというか、中で遊べる施設とかというのをセッティングしてできないかという話をちょっと担当のほうにも話はしたりしているんですが、そういう中で補助事業を探してみるという話はしているんですよ。

そういう状況でまだ推移しているんですが、まだ決定は、決定というか、まだ補助事業が見つかっておりませんので、考え方としてはそういう考え方したほうがいいのかなというふうな思いが私としてはしているんです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町長の考え方、分かりました。予算的なものが一番かと思います。そういういい条件というか、事業があれば、そういったものをつくりたいという思いがあるということが分かった、それだけでも一般質問の価値があるかなと、自分自身で思っています。

別な答弁だったらいっぱい質問書いてきたんですが、そういうことであれば、この辺でやめたいと思います。

ぜひ、その実現に向けて、町長もしそっちゅう東京に行って、いろんな国会議員の先生方お

話しされております。ですから、何かの機会にそういう事業を探すことも町長の大事な仕事ですから、ぜひ見つけていただいて、やっていただければというふうに思います。

そういうことで、以前、化石を入谷地区に何か移転するとかという話、ちょっと議会の中で話出た記憶があったんだと思うんです。あれ合併後、たしか、よかつたあなた記憶よくて、ここの人たちさっぱり分からぬから。あのときに、何語るんだろうと思ったのね。ウタツギヨリュウ、クダノハマギヨリュウ、名称ついていたわけです。それでイリヤギヨリュウにするのかという話にね、いやいや控室でなったんです。その魚竜の名称、化石の名称を変更するに当たって、登録しているものですから、登録というか、天然記念物とか重要無形文化財、名称変更簡単にできるのかなと思って、不思議を立てて教育長先生に聞こうかと思っていたんだけれども、なかなか今、答弁できないと思うんです。名称変更するのでね、重要文化財を。それよりも建物を建てたほうが、歌津地区に建てたほうが簡単なのかなという思いもあったわけですよ。ですから、あえて名称変更するよりはということで、歌津地区にという名称で入れたわけなんですよ。そこまで考えて質問しているんです。そういうことだったのでね。

あとなかつたかな。教育長先生、ベザーノ、イタリアベザーノとの交流、以前やっていたんです。多分聞いているかと思うんですが、大変な国際交流という観点から、子供たちも、3年ぐらい続いたと思うんですけども、かなりの学生が行って、こちらから行って、翌年は向こうから来たり、また行ったり、いろんな国際交流に行って、子供たちには大変勉強になつた経緯があるわけですよ。

今後、またそういうことも含めて、子供たちの国際的感覚を養うためにも、これも必要なのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、教育長、当時のことちよつと分かりませんので、私から答弁しますが、合併後に通訳の方をお願いして、テレビ会議やるということにしたんですよ、ベザーノと、お互いにまた交流しましようかという話だったんですが、多分、御承知だと思いますが、イタリア、町長が変わるとスタッフ全員変わってしまうんですよ。当時、せっかく会見までセッットしたんですが、向こうで応じてもらえなかつたという経緯があるんです。もう向こうと一切交流、交流というか、話合いができるないということになつてしまつて、以来そのままということになっておりますので、改めてといいましても、向こうも、20年たちますから、どんどんどんどん変わっているので、ここが可能なのかどうかというのは、ちょっと

私も分かりませんが、経緯とすれば、そういう経緯だったということです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 先ほどの町長答弁の中で、H o o k e s の若い方々、活躍、大分しております。本当に頭の下がる思いです。本来は行政がやる分野まで、町のために人口拡大、交流人口の拡大も含めて大変な御苦労なさっている。直接お話を聞いていますし、現地にも行って見ておりますのでね、そういった方々の、若い方々の思いといいますか、情熱といいますか、それはぜひ消さないで、幾らでも町としても力になってやったり、それから、先ほど言ったそういった拠点づくり、拠点をつくったらやっぱり、その人たちが活躍しやすいような配慮といいますか、支援といいますか、ぜひやっていただきたいと思いますし、やはりそれには一つの屋敷といいますか、そういうものがやっぱり必要になってきますので、くどいようですが、くどいようですが是非この建設に向けてやっていただきたいというふうに思います。

1問目を終わりたいと思います。

次の質問は、子育て支援策についてですが、私、一般質問でなく議会の中で何度か、保育所、保育園、幼稚園についての質問をさせてもらっていました。なかなか、検討するという話ではなく、検討する一歩手前の答弁だったというような答弁をいただきまして、改めて一般質問しないと話に乗って来られないのかなという思いで、今回、質問させてもらいましたので、要旨は、公私立保育所、こども園等の利用料と食費を無償化にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間まで検討の前の検討ですが、今回、一般質問に当たりまして、担当課含めて慎重に総合的に判断をした答弁を読み上げさせていただきますが、多分、長々とこれから再質問がいっぱい続くのかなと思いますので、御理解をいただきながらお話をしたいと思います。

子育て支援についてお答えをさせていただきますが、本町では、国の児童教育、保育の無償化実施に伴い、令和元年10月から3歳以上の児童の利用料を無償化しているところあります。

また、0歳から2歳までの児童の利用料についても、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償としております。

令和5年度の歳入決算では、利用料が930万円、副食費が340万円、合わせて1,260万円とな

っております。

仮に全てを無償化した場合、この金額の全てについて町の単費による負担となるほか、町内のほかの私立の教育保育施設への影響等も慎重に見極めていく必要があります。

保育所等利用料及び副食費の無償化については、財源及び人材確保等の課題があることから、現状においては難しいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 以前、答弁といいますか、お話を承って記録をしておったんですが、こども園の副食費、それから、これは0歳から2歳までですか、平成元年からなんですね、無償化になっているのが3歳以上でしたか。今、お話もありましたけども。今、町長のお話ですと、公立で1,000万円ということで、私立を含めるとちょっと財源上難しいというお話でした。私立での経費というか人数というのは把握しておるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 私立の児童数につきましては、3保育施設ございますけれども、全体で63名となっておりまして、このうち、まだ無償化になっていない0歳から2歳の児童を抜き出しますと19人という数字になってございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 私立が18人じゃなくて19人か。63名、これ公立だな。

そうしますと、金額的に分かれますかね。料金の、私立の、公立の保護者負担が、今お話があつて分かったんですが、私立のほうの、要するに、先ほど町長、あれ全額だとなかなか難しいという、私立含めてね。だから、金額が幾らかという質問なんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと前段でお話ししますが、基本、今、町としてやっている子育て支援の関係で、無償とかとありますが、これって民間の保育園については、これないんですよ。要するに、どれぐらいのお金取っているか分かりませんが、基本取っているわけですよね。民間の保育園って、いわゆる給食費という取り方している。要するに簡単なこと言うと、民間でお金を支払いして給食を食べている。我々が無償化すると、そちらのほうでお金払っている方々が無償化になると、こちらのほうに全部移動してくるという可能性がなきにしもあらずなんです。そういう意味なんです。

ですから、したがって、今まで南三陸町の子育てに、町の保育所、保育園、それから民間の方々も、町の保育園、いわゆる民業としてやってきた方々も、町の子育てに一緒になって協

力してきたという現実があるんですよ。

これが、こちらが無償するとなった際に、そちらの民間の方々に行っていた方々が、無償だからこっちに来るという話になると、これ民業が成り立たなくなってしまうという、そういう懸念もあるんですよ。

とりわけ、何言おうとしたんでしょう。そういうことなんだ、そういうことなんだよ、結局それで、今年の出生数が50人を切るんですよ。ここは非常に厳しいです。

そうすると、町の保育所と保育園と民間の方々も、そういった状況の中でお互いにしっかりとこれまでの経営基盤をちゃんとやっていけるということが非常に大事になってきますので、その辺の在り方というものについては非常にデリケートで、総合的に判断しなければいけないなということでの今回の答弁ということになっておりますので、いろいろ御意見はあろうかというふうに思いますが、そういうことだということだけお含みおきをいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 私立の保育施設の利用料の金額という御質問でございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、0歳から2歳児が19人となっておりまして、この中でも、第2子が半額、第3子は無償という形で、それぞれ、第1子、第2子、第3子で金額が変わってきております。

仮に、19人のうち公立の割合に沿った形で算出をいたしますと、マックスで数えて19人のうち、仮にまだ無償化になっていない児童が15人とした場合に、270万円ほどという、シミュレーション上ですけれども、そういう数字が出てくるかと思います。

私立の第1子、第2子、第3子の内訳の人数については、申し訳ございません、ここに資料がないというところもあります。仮にというところで、19人のうち15人程度がまだそういった無償化になっていないというところを前提にして計算した場合に、恐らく270万円くらいになるのではないかといったところで御回答させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町長ね、公立の利用料無償、給食費が、副食費も無料、そうすると民間から来ると、それで大変になると。そのために私ね、この質問に、公私立とうたつてあるんです。見ないでしょう、さっぱり。さっぱり見ないんだな。

何語っているんだと思ったんです、あなたの答弁ですね。そのために公私立という。そうすると、懸念された話はなくなってくると思うんですけども。そこなんです。

民間の、今、具体、おおまかな金額、170から200万円ぐらいだということです。ですから、大した金額じゃないんだね、これ合わせたって。1,300万円ぐらいになりますかね。そんなにならないのか。1,300万円から400万円ぐらいだ。そんなもんですよ。

副食費はもらっているんですよね、副食費。小中学校の給食費は無償化で、保育所、保育園は幾らでも取っているという、それ差別化ではないけども、不平等でないかなという思いもあるんですよ。その辺どうお考えですか。一千四、五百万円の負担ですよ、独自。それが多いか少ないかについては、考え方いろいろあると思いますけれども、それぐらいは行政として面倒見てやってもいいのかなという金額だと私は思うんですが。

出生率の話、答弁出たので、私、出生率の話はしないかと思ったんだけれども、せっかく振ってきたもんですから、議長よろしいですか。（「はい」の声あり）

三陸新報さんが、前にもちょっと話したかと思うんですが、いろいろ子育ての関係の方々からアンケートを取ったんですよね。それでやっぱり子供をつくらない理由といいますか、そういうお母さん方からアンケートを取って、データを取ったら、いろんな理由があるんですけど、5つも6つも。町長は、その中で一番多い原因というのは何だとお考えでしょうか。子供をつくらないと。要するに子育てに不安を考えているというお母さん方の第1位は、町長として何だろうとお思いですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう聞き方をするということは、多分そういう部分でしょう。お金の部分、お金の部分じゃないですかね。

その話になりましたので、ついでだからちょっとお話ししますが、実は、前に後藤伸太郎議員が子育てのお母さん方との町に対しての子育ての要望というのを出してもらいました。63ぐらいですね、出していただいて、そこには具体にこの保育所の関係のことについての要望って入っていないんです、この無償の件について。

御承知のように、今年の1月と7月に、そういったお母さん方の集まり「しゃべりば」という場をつくって、そういったお母さん方とのいろんな意見交換も、保健福祉のほうでやっておりますが、その場でもこの無償化の問題って、実は出てきていないんです。

要するに、何が出てくるかというと、お母さん方との意見交換をする場所とか、情報交換をするとか、そういう子育て、お互いの悩みをぶつけ合う場所をちゃんと欲しいねという意見のほうが、実はこの「しゃべりば」含めて63の要望の中にもそういうふうな方向性のほうが多いですよ。

ですから、先ほど総合的にと言ったのは、ただ単に、こうしたほうがいいねというだけじゃなくて、現実に子育てしているお母さん方、そういう方々の要望というのがこちらには届いていますので、そういうことを含めて、今回の答弁ということになったということはお伝えはしておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町長、今、答弁のとおり、一番多いのは経済的なことだということあります。ですから、2人目、3人目持つのもちょっと考えるというお母さん方が多いということがアンケートの調査の結果、出てきているわけです。

ですから、そういうことも踏まえて、1,300万円から400万円の町独自の支援という額が果たして大きいのか、小さいのか、その辺の考え方一つだと思うんですが、いかがですか。そういう子育て支援、それから出生率を高める意味でも、この金額は町としての負担をするべきではないかなという思いがあるんですが、町長、その考えいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、今ちょうど時期的に不透明な時期にあります。何と言いますと、今、国会が開会しまして、いわゆる年収の壁の問題が出ております。103万円、106万円、130万円、これを178万円に上げるということで、多分もう篤と御承知のように、税収が、地方を含めて、国も含めて7兆円から8兆円が減収になるということです。178万円に上がったときに、南三陸町の試算をさせました。1億6,400万円の減収ということで、町民税の35%ちょっとぐらいなんですよ。これがそっくり入ってこなくなる。ここが、うちの町だけじゃなくて、これもちろんこういうふうになると、自治体運営立ち行かないということで、全国自治会、市長会、それから町村会も含めてなんですが、しっかりとといわゆる収入増えるということに反対しづらいんですよ、個人の、だからそれはもうしょうがない。しようがないというか、所得が伸びるのはこれはいいだろうということです。

その反面、そういった自治体の財政の穴埋めをどうするかということが非常に課題になっていて、これはこれから税制調査会でスタートするんですよね。その状況を踏まえると、さっき言ったように、現状として、今、その問題については不透明だなということで、いわゆるうちの町も35%減収になるというのは大きいもんですから、その辺で、さっき言った不透明というのはそういうことなんです。そこはひとつ御理解いただきたい。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 今度は103万円の壁のほうに波及してしまったんですけども、どうな

るか不透明であると。分かります。

多分ですよ、推測で物を言われないんですけれども、減額になった分については国債発行と言う形を取られるのではないかと。

いや、これね、私の主觀でもありますけれども、財政法の中の7条でしたかね、国債発行についての決まりというか、あるようなんですが、そういう意味合いもあっての、お金ないですから、国では。交付税を減額するしか今のところ頭にないと。そうすれば、全国の知事会でこういう反論が来るだろうということを分かっていながらやっているわけですから、失礼な話になるかもしれませんけれども、それをどうするかと。

178万円ですか、果たしてそこまで行くのかどうかということですね。国民民主もどの辺で手を打つのか、まだ不透明な部分ありますが、その178万円まで果たして行くのかどうかということも思っておりますが、いずれにしろ、何らかの形で国は手当てをしてくるだろうという見通しで私はいます。

全額市町村に、地方自治体に一部負わせるなんていうことをしたのでは、政治はなくなりますよ。政治は必要ない。それは、これ国会議員の先生方見ていればいいなと思っているの、この話ね。そういうことで、本題はどこなんだ。そっち語ったりこっち語ったりしているから。

170万円から200万円、民間でね、1,200万円、町立て、足しても大した金額でないので、町長ね、不透明は分かりますが、その辺の財源は何としてでもできるのではないかと思いますよ。

今、来年度の予算編成もしている中でしょう。今ね、また何億円残って、積立金に持っていくか分かりませんが、それから見たら1,700万円、400万円か、これはね、そして出生率を高めたほうがいいと思うんです。私はそう考えますが、私の考えは甘いですかね。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、この問題については、今日の答弁についてはそういうことだということで御理解をいただきたいというふうに思います。

少子化という、あるいは、子育てというか、子供の数を増やすなければならないという思いは同じ思いであります。（「安いか、高いか、無理なのかと聞いています」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、今日はこういう答弁させていただきましたけれども、（「検討

の余地もないの」の声あり）今はないです。

いずれ、この件については改めて私どものほうで検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 私は決してね、大きい金額ではないと思います。ましてや、先ほども言いましたが、小中学生の給食は無償化になっています。幼稚園、1年前のとか、それから、それ以下の方々、これ何ぼでも頂くということは、そこで不公平が出るのではないか、同じ町民でありながら、公私立は別として、全体としてね。これはぜひやるべきだと私は思います。

ぜひ、来年度の編成、今、途中でどうから、その分も含めた、地方単費で補助をすると、出すという考え方の中での予算編成をしていただきたいというふうに思います。

多分、遠からず国の方でも、これは出てくると思うんですよ。全額公費持つということを。多分、町長もそれを待っているのかなと思ったりね、町独自の負担を少なくするために、国の方の法改正を待っているのかなと思ったり、そんな思いもしておりますよ。

ぜひ、そうじゃなくて、佐藤仁町長ならではの独自支援だと、それが佐藤町政の施策だと、力だということを、ぜひ出していただきたいというふうに思います。

国が決めたやつをただやるんであれば、誰が町長になったって同じですから。あなたがやっているということは意味ないんだ。そこを力を出す施策を、町長としての施策を出すのは、今いいチャンスなんだ。あと任期までちょっとしかないんだから、私はそこまで考えてしゃべっているんですよ。ありがたく受け止めてほしいと思うので、ぜひ、今後の施策としてやっていただけ、検討をぜひしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で三浦清人君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後 1 時 5 分 延会